

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令要綱

第一 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部改正

一 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号。以下「改正法」という。）による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下「新法」という。）第二十一条の五第一項の「その他政令で定める取扱い」として、動物を譲り受けてその飼養を行うことを定めること。
（第一条関係）

二 新法第二十五条の二において、新たに特定動物の愛玩目的での飼養又は保管が禁止されたことに伴い、動物の愛護及び管理に関する法律第二十六条第一項の特定動物の定義に係る規定が同法第二十五条の二に規定されたため、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第二条において当該改正に伴う所要の措置を講ずること。
（第一条関係）

第二 中小企業等経営強化法施行令の一部改正

改正法の施行に伴い、中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）について規定の整備

を行うこと。

(第二条関係)

第三 特定動物の飼養又は保管の許可に関する経過措置

一 特定動物が交雑することにより生じた動物が新たに規制対象となることに伴い、改正法の施行日前に許可申請できることとし、また、都道府県知事は、許可の申請があつた場合に改正法の施行日前においても、許可できることとする。

(第三条関係)

二 改正法の施行日前において新法第二十六条第一項に規定する目的以外の目的で交雑した動物の飼養又は保管を行っている者に対する措置として、必要な読替規定を措置することにより、当該者が改正法の施行日の前日までの間においてその許可の申請をすることができることとし、さらに、これらの許可の申請があつた場合の都道府県知事による許可について所要の措置を講ずること。

(第三条関係)

第四 施行期日

この政令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年六月一日)から施行するものとする。ただし第三に係る規定は、同年三月二日から施行するものとする。

(附則関係)